

令和5年度つながりをたやさない支援活動助成要項

1 趣旨

全国の共同募金会では、令和2年度から「つながりをたやさない社会づくり」を共通テーマとして、新型コロナウイルス感染下の福祉活動を応援してきました。

令和5年度も、このテーマに沿って生活に困難を抱えた人たちの支援など地域課題に取り組む団体の事業及び備品購入に助成します。

2 対象団体

県及び市町村社会福祉協議会、NPO法人・ボランティア団体等の非営利団体

3 対象事業（例）

- ・ コロナ禍の影響で困りごとを抱えた人たちを支援する活動
- ・ 子どもたちが安心できる居場所づくりや食事を提供する活動
- ・ 高齢者のための地域でのサロン活動
- ・ 障害児者の地域生活を支えるための活動
- ・ 困りごとを抱えた人たちの相談活動など

4 対象とする経費・助成額

(1) 市町村社会福祉協議会

① 事業費（例）

- ・ 消耗品費（食材等材料費、感染防止のための消耗品）
- ・ 謝金（研修会等の外部講師への謝礼）
- ・ 旅費（講師の旅費、ボランティアの交通費実費）
- ・ 借上料（会場の賃借料）
- ・ 通信運搬費（郵送料、食品や弁当の配送費）
- ・ 燃料費（車両のガソリン代）

② 備品等購入費（例）

- ・ 空気清浄機、消毒噴霧器、非接触型体温計、飛沫防止パーティション
- ・ オンライン研修等の環境整備のためのパソコン、WEBカメラ、マイク
- ・ 高齢者疑似体験教材、レクレーション用具など、事業を行うために必要な備品等及び福祉団体に貸し出す備品等の購入経費

③ 助成額

ア 事業費 50万円以内

イ 備品等購入費 30万円以内

(2) NPO法人・ボランティア団体等

① 事業費（例）

- ・ (1)の①の事業費（例）と同じ

② 備品等購入費（例）

- ・ (1)の②の備品等購入費（例）と同じ

③ 助成額

ア 事業費 30万円以内（助成対象が異なる場合2事業まで申請可）

イ 備品等購入費 30万円以内

5 対象とならない経費

- (1) 本会が行う助成事業と重複する経費
- (2) 本会が行う助成事業が対象外経費とする経費（団体の運営に係る経常的経費等）
- (3) 対象事業・活動と直接関係しない備品の購入経費

6 助成の手続き

(1) 申請

申請書（別紙様式1）に記入の上、次の添付書類とともに提出してください。

- ① 定款、会則等
- ② 前年度の事業報告書及び決算書
- ③ 申請年度の事業計画書及び予算書
- ④ 見積書の写し及びカタログ等のコピー
- ⑤ 参考資料（団体の活動が分かるパンフレット、チラシ等）

(2) 助成決定、助成金の交付

助成決定したときは、速やかに決定通知書を申請者に送付し、助成金を交付します。

(3) 変更申請

助成を受けた後、事業内容を変更しようとするときは、変更申請書（別紙様式）に必要な書類を添えて本会に提出してください。

(4) 活動終了後の報告

事業完了後1ヶ月以内に事業報告書を提出してください。

7 助成活動のPR等

購入した備品には、共同募金会からの助成であることを明示してください。

8 助成の取消し及び返還

次のいずれかに該当するときは、助成金を取り消し、又は返還を求めることがあります。

- (1) 助成事業を中止したとき
- (2) 助成金を指定した事業に使用しないとき
- (3) その他本会の指示に反し不相当と認めたとき

9 助成申請から事業実施までの流れ

- (1) 助成事業の募集……………令和5年4月～5月31日
- (2) 配分委員会による審査、助成決定……………令和5年6月
- (3) 団体等による事業実施……………令和5年6月～令和6年3月31日

10 申請・お問い合わせ

社会福祉法人 秋田県共同募金会

〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号 秋田県社会福祉会館内

TEL 018-864-2821 FAX 018-895-7513

E-mail: akita@akaihane-akita.or.jp